

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第三十三号）新旧対照表

改 正 後

（適用額）

第二条 法第二条第一項第七号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 省 略

二 措置法第四十二条の四第一項、第四項又は第七項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額（同条第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三 十五 省 略

十六 措置法第四十三条第一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ・ロ 省 略

十七 十九 省 略

二十 措置法第四十四条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十一 省 略

二十二 省 略

二十三 省 略

二十四 省 略

二十五 省 略

二十六 措置法第四十五条の二第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十七 省 略

改 正 前

（適用額）

第二条 同 上

一 同 上

二 措置法第四十二条の四第一項、第三項、第六項又は第七項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額（同条第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

三 十五 同 上

十六 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 措置法第四十三条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産

当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ニ 措置法第四十三条第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産

当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

十七 十九 同 上

二十 同 上

二十一 同 上

二十二 同 上

二十三 同 上

二十四 同 上

二十五 措置法第四十五条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十六 同 上

するものとされる平成三十一年旧措置法第五十五条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
 四十一 措置法第五十五条の二第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
 四十二 省 略
 四十三 省 略
 四十四 省 略
 四十五 省 略
 四十六 省 略
 四十七 省 略
 四十八 省 略
 四十九 省 略

五十 平成三十一年改正法附則第五十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第五十七条の九第三項の規定
 同項の規定により読み替えて適用する法人税法（昭和四十年法律第三十
 四号）第五十二条第二項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額

五十一 省 略
 五十二 省 略
 五十三 省 略
 五十四 省 略
 五十五 省 略
 五十六 省 略
 五十七 省 略
 五十八 省 略
 五十九 省 略
 六十 省 略
 六十一 省 略
 六十二 省 略
 六十三 省 略
 六十四 省 略
 六十五 省 略
 六十六 平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法（第六十八号及び第

より損金の額に算入される金額
 四十 措置法第五十五条の五第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
 四十一 同 上
 四十二 同 上
 四十三 同 上
 四十四 同 上
 四十五 同 上
 四十六 同 上
 四十七 同 上
 四十八 同 上
 四十九 措置法第五十七条の九第三項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第五十二条第二項に規定する百分の百十に相当する金額

五十 同 上
 五十一 同 上
 五十二 同 上
 五十三 同 上
 五十四 同 上
 五十五 同 上
 五十六 同 上
 五十七 同 上
 五十八 同 上
 五十九 同 上
 六十 同 上

六十一 同 上
 六十二 同 上
 六十三 同 上
 六十四 同 上
 六十五 平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法（第六十七号及び第

七十号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条の
七第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される
金額

六十七 省 略

六十八 省 略

六十九 省 略

七十 省 略

七十一 省 略

七十二 省 略

七十三 省 略

七十四 省 略

七十五 省 略

七十六 省 略

七十七 措置法第六十六条の十一の二第一項又は第二項の規定 次に掲げ

イ 省 略

ロ 措置法第六十六条の十一の二第二項の規定 法人（法人税法第二条
第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定す
る法人課税信託の受託者である個人を含む。以下同じ。）が支出した
同項に規定する特定非営利活動に係る事業に關連する寄附金の額

七十八 省 略

七十九 省 略

八十 省 略

八十一 省 略

八十二 省 略

八十三 省 略

八十四 省 略

八十五 省 略

八十六 省 略

八十七 省 略

六十九号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条
の七第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入され
る金額

六十六 同 上

六十七 同 上

六十八 同 上

六十九 同 上

七十 同 上

七十一 同 上

七十二 同 上

七十三 同 上

七十四 同 上

七十五 同 上

七十六 同 上

イ 同 上

ロ 措置法第六十六条の十一の二第二項（特定非営利活動促進法の一部
を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第十項の規
定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定 法人（法人税法
第二条第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に
規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。以下同じ。）が支
出した措置法第六十六条の十一の二第二項に規定する特定非営利活動
に係る事業に關連する寄附金の額

七十七 同 上

七十八 同 上

七十九 同 上

八十 同 上

八十一 同 上

八十二 同 上

八十三 同 上

八十四 同 上

八十五 同 上

八十六 同 上

八十八 省 略
八十九 省 略

九十 措置法第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十一 省 略
九十二 省 略
九十三 省 略
九十四 省 略
九十五 省 略
九十六 省 略
九十七 省 略
九十八 省 略
九十九 省 略
百 省 略
百一 省 略
百二 省 略
百三 省 略
百四 措置法第六十八条の十六第一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ・ロ 省 略

百五 省 略
百六 省 略
百七 省 略
百八 措置法第六十八条の二十第一項の規定 同項に規定する特別償却限

八十七 同 上
八十八 同 上
八十九 措置法第六十八条の九第一項、第三項、第六項又は第七項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十 同 上

九十一 同 上

九十二 同 上

九十三 同 上

九十四 同 上

九十五 同 上

九十六 同 上

九十七 同 上

九十八 同 上

九十九 同 上

百 同 上

百一 同 上

百二 同 上

百三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 措置法第六十八条の十六第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

二 措置法第六十八条の十六第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

百四 同 上

百五 同 上

百六 同 上

度額

- 百九 省 略
- 百十 省 略
- 百十一 省 略
- 百十二 省 略
- 百十三 省 略
- 百十四 措置法第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 百十五 省 略

- 百十六 省 略
- 百十七 省 略
- 百十八 省 略
- 百十九 省 略
- 百二十 省 略
- 百二十一 平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

- 百二十二 省 略
- 百二十三 省 略
- 百二十四 省 略
- 百二十五 措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ ホ 省 略

ヘ 平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定

ト 措置法第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十四の二第一項、第六十八条の十四の

- 百七 同 上
- 百八 同 上
- 百九 同 上
- 百十 同 上
- 百十一 同 上
- 百十二 措置法第六十八条の二十九第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百十三 同 上
- 百十四 平成三十年改正法附則第一百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第六十八条の三十三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

- 百十五 同 上
- 百十六 同 上
- 百十七 同 上
- 百十八 同 上
- 百十九 同 上

- 百二十 同 上
- 百二十一 同 上
- 百二十二 同 上
- 百二十三 同 上

イ ホ 同 上

ヘ 平成三十年改正法附則第一百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第六十八条の三十三第一項の規定

ト 措置法第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十四の二第一項、第六十八条の十四の

三第一項、第六十八條の十五第一項、第六十八條の十五の四第一項、第六十八條の十五の五第一項、第六十八條の十五の七第一項、第六十八條の十六から第六十八條の二十まで、第六十八條の二十四、第六十八條の二十六、第六十八條の二十七、第六十八條の二十九、第六十八條の三十一又は第六十八條の三十三から第六十八條の三十六までの規定

百二十六 省 略
百二十七 省 略

百二十八 平成三十一年改正法附則第七十條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八條の四十三の二第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十九 省 略
百三十 省 略

百三十一 省 略

百三十二 省 略

百三十三 省 略

百三十四 省 略

百三十五 省 略

百三十六 省 略

百三十七 省 略

百三十八 平成三十一年改正法附則第七十一條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八條の五十九第三項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十二條第二項の規定する一括貸倒引当金繰入限度額

百三十九 省 略
百四十 省 略

百四十一 省 略

百四十二 省 略

百四十三 省 略

百四十四 省 略

百四十五 省 略

百四十六 省 略

百四十七 省 略

三第一項、第六十八條の十五第一項、第六十八條の十五の四第一項、第六十八條の十五の五第一項、第六十八條の十五の七第一項、第六十八條の十六から第六十八條の十九まで、第六十八條の二十四、第六十八條の二十六、第六十八條の二十七、第六十八條の二十九、第六十八條の三十一又は第六十八條の三十三から第六十八條の三十六までの規定

百二十四 同 上
百二十五 同 上

百二十六 措置法第六十八條の四十三の二第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十七 同 上
百二十八 同 上

百二十九 同 上

百三十 同 上

百三十一 同 上

百三十二 同 上

百三十三 同 上

百三十四 同 上

百三十五 同 上

百三十六 措置法第六十八條の五十九第三項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十二條第二項の規定する百分の百に相当する金額

百三十七 同 上

百三十八 同 上

百三十九 同 上

百四十 同 上

百四十一 同 上

百四十二 同 上

百四十三 同 上

百四十四 同 上

百四十五 同 上

百四十八 省 略
 百四十九 省 略
 百五十 省 略
 百五十一 省 略
 百五十二 省 略
 百五十三 省 略
 百五十四 平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなお
 その効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法（第百五十六号及
 び第百五十八号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六
 十八条の七十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額
 に算入される金額
 百五十五 省 略
 百五十六 省 略
 百五十七 省 略
 百五十八 省 略
 百五十九 省 略
 百六十 省 略
 百六十一 省 略
 百六十二 省 略
 百六十三 省 略
 百六十四 省 略
 百六十五 措置法第六十八条の九十六第一項の規定 連結親法人又は当該
 連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七
 に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（法人税法第
 二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支出し
 た同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額
 百六十六 省 略
 百六十七 省 略
 百六十八 省 略
 百六十九 省 略

百四十六 同 上
 百四十七 同 上
 百四十八 同 上
 百四十九 同 上
 百五十 同 上
 百五十一 同 上
 百五十二 平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなお
 その効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法（第百五十四号及
 び第百五十六号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六
 十八条の七十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額
 に算入される金額
 百五十三 同 上
 百五十四 同 上
 百五十五 同 上
 百五十六 同 上
 百五十七 同 上
 百五十八 同 上
 百五十九 同 上
 百六十 同 上
 百六十一 同 上
 百六十二 同 上
 百六十三 措置法第六十八条の九十六第一項（特定非営利活動促進法の一
 部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第十四項の
 規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定 連結親法人又は
 当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七
 の七に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（法人税
 法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支
 出した措置法第六十八条の九十六第一項に規定する特定非営利活動に係
 る事業に関連する寄附金の額
 百六十四 同 上
 百六十五 同 上
 百六十六 同 上
 百六十七 同 上

百七十 省略
百七十一 省略
百七十二 省略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。)第二条第二号及び第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 四 省略

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下第七号までにおいて「平成三十年改正法」という。)附則第八十九条第一項又は第五十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法(次号及び第七号において「平成三十年旧措置法」という。)第四十条の五第一項又は第六十八条の十第一項の規定

六・七 省略

2 令第二条第二十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 六 省略

七 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定

八・九 省略

様式第一・様式第二 省略

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十九号の次

百六十八 同上
百六十九 同上
百七十 同上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 同上

一 四 同上
五 平成三十年改正法附則第八十九条第一項又は第五十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年旧措置法第四十二条の五第一項又は第六十八条の十第一項の規定

六・七 同上

2 同上

一 六 同上

七 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下第九号までにおいて「平成三十一年改正法」という。)附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(次号及び第九号において「平成三十一年旧措置法」という。)第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定

八・九 同上

に一号を加える改正規定、同条第二百二十三号トの改正規定、同条第百六号を同条第百七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百六号を同条第百七号とする部分を除く。）、同条第三十六号トの改正規定、様式第一の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、中小企業の事業活動の継続に資するため
の中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第
号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 | **新規則**第二条第二十号及び第百八号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表特定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表特定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正

する省令の一部改正)

第三条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年財務省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

七 平成三十年改正法附則第九十四条第四項又は第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第四十六条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

八 平成三十一年改正法附則第五十二条第一項又は第六十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年旧措置法第四十三条第一項(同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。)又は第六十八条の十六第一項(同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定

第四条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

七 平成三十年改正法附則第九十四条第四項又は第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第四十六条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

八 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十二条第一項又は第六十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。)又は第六十八条の十六第一項(同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定